

奄美市
第 11 期分別収集計画

令和 7 年 8 月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

第 11 期奄美市分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっていることから、資源循環社会の形成のためには、回収・資源化の方途をさらに拡充しなければならない。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づき策定するものである。一般廃棄物の中でも大きな割合を占める容器包装廃棄物について、分別収集と地域における 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図り、最終処分量の削減を目指す計画である。そのために、住民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これらを公表することで、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示す。

本計画の推進は、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成に繋がるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみ、環境問題に関する意識の啓発
- ② ごみの減量化とリサイクル運動の推進と「循環資源」を回収・資源化する方途の拡充
- ③ 再商品化の利用促進
- ④ 容器包装廃棄物の発生抑制，再使用，及びリサイクルを基本とした地域社会づくり
- ⑤ 市民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改訂する。

4. 対象品目

計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
人口	38,767	38,283	37,799	37,315	36,831
スチール	248	245	242	239	236
アルミ	109	107	106	104	103
ペットボトル	62	61	60	60	59
無色びん	39	38	38	37	37
茶色のびん	35	34	34	34	33
その他のびん	27	27	26	26	26
ダンボール	512	505	499	493	486
合計	1,032	1,017	1,005	993	980

※単位：人口は(人)、それ以外は(t)

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

① 環境教育、啓発活動の充実

学校及び地域社会においては、副読本を活用した環境教育を実施するとともに、出前講座による学校、自治会、町内会等でのごみ分別学習会を開催する。これらの取り組みにより、市民及び事業者に対して、ごみ排出量やごみ処理経費の増減、最終処分場の現況といった現状の周知を行う。周知をとおして、ごみの排出抑制、適正な分別排出、3R等についての啓発をより一層推進し、その定着を図る。さらに、教育委員会と連携して各学校における環境教育の充実を図り、低年齢期からの環境意識の醸成に努める。

② 販売包装の有料化、買い物袋の持参の推進

容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の

普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

③ ごみ袋有料化

ごみ袋有料化を実施し、住民のごみ排出量の抑制及びごみの減量に対する意識の啓発を推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	不燃ごみ
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	248t		245t		242t		239t		236t	
主としてアルミ製の容器	109t		107t		106t		104t		103t	
無色のガラス製容器	(合計) 39 t		(合計) 38 t		(合計) 38 t		(合計) 37 t		(合計) 37 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	39 t	0 t	38 t	0 t	38 t	0 t	37 t	0 t	37 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 35 t		(合計) 34 t		(合計) 34 t		(合計) 34 t		(合計) 33 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	35 t	0 t	34 t	0 t	34 t	0 t	34 t	0 t	33 t	0 t
その他ガラス製容器	(合計) 27 t		(合計) 27 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	27 t	0 t	27 t	0 t	26 t	0 t	26 t	0 t	26 t	0 t
主としてダンボール製の容器	190 t		188t		185t		183t		180t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのも	(合計) 62t		(合計) 61 t		(合計) 60 t		(合計) 60 t		(合計) 59 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	0 t	62 t	0 t	61 t	0 t	60 t	0 t	60 t	0 t	59 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の一人当たり収集実績×予想人口

年度	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
人口	39,735	39,251	38,767	38,283	37,799	37,315	36,831
増減		-484	-484	-484	-484	-484	-484

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別保管段階
主としてスチール製の容器	不燃ごみ	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主としてアルミ製の容器	不燃ごみ	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主として無色のガラス製容器	ガラスびん	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主として茶色のガラス製容器	ガラスびん	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主としてその他のガラス製の容器	ガラスびん	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主としてダンボール製の容器	段ボール	奄美市及び事業者による定期回収	大島地区衛生組合又は事業者
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	不燃ごみ	指定袋	パッカー車	不燃・粗大ごみ処理施設で圧縮成型して売却
主としてアルミ製の容器	不燃ごみ	指定袋	パッカー車	不燃・粗大ごみ処理施設で圧縮成型して売却
主として無色のガラス製の容器	ガラスびん	指定容器	平ボディ車	選別後、色別保管
主として茶色のガラス製の容器	ガラスびん	指定容器	平ボディ車	選別後、色別保管
主としてその他のガラス製の容器	ガラスびん	指定容器	平ボディ車	選別後、色別保管
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル	指定ネット	平ボディ車	圧縮成型又はフレコンパック
主としてダンボール製の容器包装	段ボール	市販袋等	パッカー車 平ボディ車	圧縮成型．保管

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量化等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。

また、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。